



Kusamura Daisei

町長のうごき

※6月16日～7月15日での交際費はありません。

スケジュール(6/16～7/15)

6月17日 阿蘇地区商工会連絡協議会交歓会
(阿蘇市：ホテルサンクラウン大阿蘇)

6月21日 熊本県市町村職員共済組合第162回組合会
(熊本市：県市町村自治会館)

6月24日 令和6年度高森町青少年育成町民会議総会

6月28日 高森町人権同和教育推進協議会総会
熊本県町村会要望活動(東京都)

7月 1日 阿蘇広域行政事務組合議会臨時会(阿蘇市：未来館)

7月 5日 阿蘇南郷檜ブランド化推進協議会理事会

7月 8日 令和6年度阿蘇食品衛生協会高森支会通常総会

7月13日 南阿蘇鉄道全線運行再開1周年及び駅前整備完成記念イベント

町発注工事と業務委託契約状況 令和6年5月21日～6月20日分 ※10万円以上で契約を行ったすべてを記載しています。(一部随意契約を除く)

番号	担当課	契約日	工事(業務委託)名	工期	契約相手	請負代金
1	福祉課	令和6年5月24日	色見保育園南側テラス屋根拡張工事	令和6年 5月24日から 令和6年 6月30日まで	(有)安方工務店	825,000円
2	環境課	令和6年5月31日	上色見生涯学習センター屋根改修工事	令和6年 5月31日から 令和6年 6月28日まで	(株)飯干板金工業	1,247,400円
3	政策推進課	令和6年6月 4日	高森町観光立町推進計画(第3期)策定支援業務委託	令和6年 6月11日から 令和7年 3月14日まで	(株)サーベイリサーチセンター 南九州事務所	1,870,000円
4	環境課	令和6年6月 4日	高森町中心市街地舗装工事	令和6年 6月 4日から 令和6年 7月10日まで	(有)谷川土木	1,295,800円
5	環境課	令和6年6月 4日	高森湧水トンネル公園点検業務委託	令和6年 6月 4日から 令和6年 9月30日まで	第一復建(株)熊本事務所	3,278,000円
6	環境課	令和6年6月 4日	高森峠外3件環境整備事業	令和6年 6月 4日から 令和6年12月27日まで	阿蘇森林組合	4,824,270円
7	環境課	令和6年6月 6日	高森湧水トンネル公園リニューアルデザイン基本設計業務委託	令和6年 6月 6日から 令和6年 9月30日まで	KYOTO's 3D STUDIO(株)	866,800円
8	環境課	令和6年6月 6日	高森湧水トンネル公園第3駐車場トイレ棟外壁工事	令和6年 6月 6日から 令和6年 7月31日まで	(株)高倉	742,500円
9	環境課	令和6年6月 6日	高森湧水トンネル公園プロジェクター保守メンテナンス業務委託	令和6年 6月 6日から 令和6年12月28日まで	(株)アドコム	396,000円
10	環境課	令和6年6月 7日	上色見総合センター危険木伐採業務委託	令和6年 6月 7日から 令和6年 7月31日まで	(有)後藤樹木園	467,500円
11	総務課	令和6年6月 11日	高森総合センター等耐震診断及び内部改修設計業務	令和6年 6月11日から 令和7年 2月28日まで	(株)田中建築設計事務所	42,680,000円
12	建設課	令和6年6月11日	高森駅周辺無電柱化事業現場管理業務委託	令和6年 6月11日から 令和7年 3月21日まで	(株)水野建設コンサルタント	5,940,000円
13	建設課	令和6年6月11日	高森町管内橋梁定期点検業務委託	令和6年 6月11日から 令和7年 3月21日まで	(株)建設プロジェクトセンター	7,260,000円
14	建設課	令和6年6月11日	中園橋橋梁補修調査設計業務委託	令和6年 6月11日から 令和7年 3月21日まで	(株)建設プロジェクトセンター	6,655,000円
15	建設課	令和6年6月11日	戸狩・角河原線測量設計業務委託	令和6年 6月11日から 令和7年 3月21日まで	旭測量設計(株)	7,810,000円
16	総務課	令和6年6月12日	高森町庁舎等空気調和設備保全業務委託	令和6年 6月12日から 令和6年 7月26日まで	旭電業(株)	391,050円
17	総務課	令和6年6月12日	高森町庁舎等清掃業務委託	令和6年 6月12日から 令和7年 3月31日まで	熊本ビル管理(株)	1,347,500円
18	総務課	令和6年6月12日	高森町庁舎屋外電気設備高圧ケーブル取替作業	令和6年 6月12日から 令和6年10月31日まで	(株)九電工 熊本支店 大津営業所	1,100,000円
19	総務課	令和6年6月17日	高森町庁舎構内剪定業務委託	令和6年 6月17日から 令和6年10月31日まで	(有)大阿蘇環境計画	297,000円

人にやさしいまちの実現に向けて～互いの人権を尊重し、支え合うことから～



(1) ハラスメントがもたらす人権問題

ハラスメントとは、「いじめ・嫌がらせ」を意味し、職場や地域など、様々な場面での「相手を不快にさせる」、「尊厳を傷つける」、「不利益を与える」発言や行動をさします。

ハラスメントには様々な種類があり、人権侵害を伴う深刻な社会問題となっています。

○カスタマーハラスメント(カスハラ)

近年、大きな問題となっているハラスメントです。顧客や消費者、地域の住人による、企業や公的機関、学校等に対する理不尽なクレームや、度を越えた要求がこれに当たります。具体的な行為の例としては、対応した相手に対して「怒鳴りつける」、「長時間にわたり一方的に説教する」、「土下座を強要する」などがあります。

○セクシュアルハラスメント(セクハラ)

相手の意に反する性的な言動を発することで、その人の心身を傷つけることをいいます。「男らしさ」「女らしさ」を強要したり比較したりする言動もセクハラに含まれます。

○パワーハラスメント(パワハラ)

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛

を与えたり職場環境を悪化させたりする言動のことです。

○マタニティハラスメント(マタハラ)

女性労働者が、妊娠・出産・育児に関して、産前産後休業・育児休業などの制度利用を希望したことや、これらの制度を利用したことなどを理由として、同僚や上司等から嫌がらせを受け、就業環境を害されることを言います。

(2) すべての人の尊厳や人格が大切にされる職場環境づくりを

ハラスメントによるストレスが続くと、被害者は自信や意欲をなくし、本来持っている能力を発揮できなくなり、場合によっては休職、退職に追い込まれていくこともあります。さらに、組織としての信用をなくし、優秀な人材も入ってこないということになります。

ハラスメントは、明らかな「人権侵害」であるという認識のもと、相手の立場に立って、誰もが安全・安心に働いたり学んだりできる場にするために、一人一人が意識して、ハラスメント防止に取り組んでいきたいものですね。